

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 68 回）
2. 日 時	平成 30 年 8 月 8 日（水）午後 3 時 ～ 午後 3 時 40 分
3. 議 案	<p>1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正への対応及び「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」（仮）の作成について</p> <p>2. PTS 信用取引開始に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について</p> <p>3. 自主規制規則の見直しに関する提案への対応について</p> <p>4. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（以下「犯収法施行規則」という。）の一部改正への対応及び「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」（仮）（以下「実務上の取扱い」という。）の作成について</p> <p>事務局より、『実務上の取扱い』は、犯収法施行規則改正案を基に、事務局の解釈・想像を加えてたたき台として作成するものであり、『実務上の取扱い』の内容に関する議論は本 WG 終了後の意見照会で行うこととする。」旨の説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「実務上の取扱い」で記載される本人確認方法は、個人に限定して記載する方針か。 →現時点ではそのつもりである。今後、法人にも適応すべきとの要望があれば適宜検討したい。（事務局）</li> <li>・ 「実務上の取扱い」に記載される本人確認方法について、ビデオ通話によるものを含まないのか。 →読み取れるような形で含むつもりではある。現時点ではビデオ通話を用いる本人確認方法として独立した項目として記載しない方針であるが、こちらも今後要望があれば検討したい。（事務局）</li> <li>・ 「実務上の取扱い」では「協会員に求められる事項」として、画像の基準や撮影するポイントを列挙することだが、これらは今後日証協規則として義務的な扱いとなるのか。それとも参考程度に留めるつもりなのか。 →画像の基準や撮影するポイントに関しては、事務局において最低限求められるであろうと思われる水準を記載する。（事務局）</li> </ul> <p>2. PTS 信用取引開始に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について</p> <p>事務局より、資料 1－1 から 1－3 に沿って、検討課題の説明が行われた後、「実際</p>

	<p>の議論は後日開始する。PTS 信用取引を実施しない協会員においても、信用取引に係る諸規定全般に影響があると考えられるので議論に参加いただきたい。」旨の説明が行われた。</p> <p><b>3. 自主規制規則の見直しに関する提案への対応について</b></p> <p>事務局より、今年度の提案内容の概要について説明が行われた後、「本件は9月に開催される自主規制会議で報告された後に議論を行うこととなる。」旨の説明が行われた。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>特になし。</p> <p>最後に、事務局より、「本 WG における検討事項が多いため、今後、開催頻度が高くなることが想定され、隔週開催となる可能性がある。まずは、議案 1 に関する意見照会の結果を踏まえ議論を進めながら、その後は複数の検討事項を並行して議論する予定である。」旨の説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）